平成２２年（フ）第２９３号
千葉県八千代市村上2670番地５
債務者　坂井みゆき
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０１号
千葉県船橋市新高根２丁目27番５号リアル・ジョイ高根公団１番館105号
債務者　松永　真一
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０４号
千葉県市川市伊勢宿18番17号　望月ハイツ102号
債務者　高梨　奎子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０５号
千葉県市川市伊勢宿18番17号　望月ハイツ102号
債務者　高梨　　誠
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１４号
千葉県船橋市旭町２丁目７番12―305号
債務者　佐々木要子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２６号
千葉県船橋市三咲２丁目11番29号　三咲ストリーム201号
債務者　伊東　潤三
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２９号
千葉県船橋市上山町１丁目176番地１　グリーンコーポ木村Ⅲ―103号
債務者　岡野　大雅
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３号
千葉県船橋市田喜野井６丁目13番19号　グリーンクラスター201号
債務者　石田和香子（旧姓大森）
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５１号
千葉市稲毛区天台４丁目12番１号千草台コープＡ棟501号
債務者　橋本敬一こと　辛　　敬一
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６５号
千葉県市原市山田橋３丁目１番地21　千葉港運倉庫株式会社山倉社宅106
債務者　蛯名　政規
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８２号
千葉県市川市堀之内３丁目３番１―208号　エステ・プラザ市川北国分駅前プラザⅠ
債務者　岡田　芳行
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９４号
千葉県市川市東菅野２丁目22番10号　東荘202号
債務者　阿部　　博
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
富山県下新川郡入善町青木878―８
債務者　山本由美子
１　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第９号
富山県滑川市加島町903番地
債務者　柿澤　香子
１　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第８２号
金沢市糸田新町３番14号　ヌークＭ２　201号室
債務者　髙谷美枝子（旧姓瀬戸）
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
石川県石川郡野々市町新庄５丁目19番地３　コートドール102号室、住民票上の住所石川県白山市鶴来日詰町カ136番地
債務者　辻嵐　祐太
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
石川県河北郡津幡町字浅田甲18番地６、従前の住所石川県河北郡津幡町字潟端415番地13
債務者　金森　郁美（旧姓竹原）
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所